

くれさか環境事務組合  
自動販売機設置業者  
募集要項

令和7年2月

# 目次

1 募集物件の概要	・・・2
2 応募資格等	・・・2
3 公募条件等	・・・3
4 質問について	・・・5
5 応募申込方法等	・・・6
6 設置事業者の決定	・・・7
7 占用許可申請の手続き	・・・7
8 設置事業者の決定の取消し	・・・7
9 提出書類の取り扱い	・・・8
10 問い合わせ先	・・・8

くれさか環境事務組合における清涼飲料水自動販売機設置事業者(以下「設置事業者」という。)の募集を下記のとおり実施します。

## 1 募集物件の概要

- ①所在地 姫路市夢前町宮置 803 番地
- ②設置場所 くれさかクリーンセンター工場棟プラットホーム出口  
自動販売機設置位置図(別紙)のとおり  
自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのため扉開閉や通行等に支障がある場合も考えられますので、事前に設置場所の確認をお願いします。  
確認に来庁される場合は事前に担当まで連絡して下さい。
- ③外見寸法上限 (横)2.2m×(奥行)1.37m以内(使用済み容器の回収ボックス、放熱スペース等を含む)
- ④販売品目 清涼飲料水
- ⑤売上実績
- | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   |
|---------|---------|---------|
| 5,045 本 | 4,762 本 | 4,994 本 |
- ⑥最低占用料 530 円/月(税抜額)

## 2 応募資格等

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。
- ① 成年被後見人
  - ② 民法の一部を改正する法律(昭和 11 年法律第 149 条)附則第 3 条第 3 項も規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 11 条に規定する準禁治産者
  - ③ 被補佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - ④ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - ⑥ 破産者で復権を得ない者
- (2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者(①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後 2 年間を経過したものを含む。)であること。
- ① くれさか環境事務組合との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ② くれさか環境事務組合が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ③ 落札者がくれさか環境事務組合と契約すること又はくれさか環境事務組合との契約の相手方が履行することを妨げた者
  - ④ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 2 第 1 項の規定によりくれさか環境事務組合が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - ⑤ 正当な理由がなく、くれさか環境事務組合との契約を履行しなかった者

- ⑥ ①から⑤までのいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しない者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「更生法」という。）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づくものを含む。）がなされていない者（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号までに規定する暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合（以下「暴力団」という。）及び第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）のほか、次のいずれにも該当しない者であること。
- (ア) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
- (イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- (ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (カ) 暴力団、暴力団員及び（ア）～（オ）に定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (6) 法人にあつては、姫路市又は福崎町税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者。個人にあつては、姫路市又は福崎町税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者。

### 3 公募条件等

#### (1) 占用料等

##### ① 占用許可の期間

占用許可の期間は、令和 7 年 4 月 1 日（許可日）から令和 8 年 3 月 31 日（当該年度末）までとします。ただし、令和 10 年 3 月 31 日まで 1 年毎に 2 回更新することが可能です。なお、許可物件を公用・公共用に供するため必要とするときは、占用許可を取り消すことがあります。

##### ② 占用料

ア 設置事業者として決定した者が提示した応募額に消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額をもって月額占用料とします。当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。

イ 占用料は、くれさか環境事務組合が発行する納入通知書により、くれさか環境事務組合が指定する期限までに全額納付してください。原則 1 年間分の納付とし、初めの月の末日までに 1 年間分の占用料を納付していただきます。振込手数料等納付に係る費用は設置事業者の負担とします。

ウ 既納の占用料は、原則として還付しません。

エ ①の規定により占用許可が取り消された場合における当該取り消された日の属する月の占用料については、還付しないこととし、当該月の翌月以降の月に係る既納の占用料については、還付するものとします。

### ③ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費(電力使用量計測用子メーター設置費等を含む。)並びに維持管理にかかる一切の費用は設置事業者の負担とします。また、自動販売機の運転に必要な光熱水費等についても全額設置事業者の負担とし、くれさか環境事務組合が発行する納入通知書により、指定する期限までに全額納付してください。原則1年間分の納付とし、1年を過ぎた最初の月の末日までに納付していただきます。振込手数料等納付に係る費用は設置事業者の負担とします。

電力使用量は電力使用量計測用子メーターの指示値により計測した電気使用量に組合が1年間の電気代(施設)から算出した平均単価(小数点第3位四捨五入)を乗じた額とします。なお、1円未満の端数は切り捨てます。

また、契約解除等により途中清算となった場合は、解除となったその月の末日までの実績をもって平均単価(小数点第3位四捨五入)を算出するものとします。

【参考】 使用電力料金(年間実績)

令和3年度	令和4年度	令和5年度
26,872 円	46,035 円	34,613 円

### ④ 設置条件

自動販売機は、自動販売機設置位置に示した場所に、指定した外形寸法を超えないものを設置してください。また、電力等使用量計測用子メーターを設置するほか、転倒防止策も併せて行ってください。

### (2) 占用許可条件

占用許可期間前及び占用期間中は、次のことを遵守してください。なお、くれさか環境事務組合は許可物件について随時実地調査を行い、又は売上実績等の所要の報告を求め、その維持占用について指示することがあります。

- ① 行政財産占用料及び光熱水費等をくれさか環境事務組合が指定する期限までに確実に納付すること。
- ② 占用許可期間中に法令の規定により販売について許認可を要する場合は、その取消しを受けていないこと。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供してはならないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、本組合の指示に従うこと。
- ⑤ 消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機や、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、開庁時間外や閉庁日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯など環境対策機能を備えた自動販売機の設置に努めること。
- ⑥ 大型コイン一括投入口、商品選択ボタン、大型取出口等ユニバーサルデザインに配慮した自動販売機とすること。ただし、設置スペースや販売品目の都合で対応機種が市場に流通していない場合はこの限りでない。
- ⑦ 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶等の清涼飲料水とし、酒類の販売はしないこと。

⑧ 販売価格については、定価以下とすること。

⑨ 月毎の販売実績を四半期最終月翌月の 15 日までに販売実績報告書(様式第 9 号)を組合へ提出すること。

(3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。なお、くれさか環境事務組合は、くれさか環境事務組合の責めによることが明らかな場合を除き、盗難事故や破損事故等に関しては、一切の責任を負いません。

① 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が責任をもって行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。なお、自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機管理関係等に関する届出書(様式第 8 号)を提出すること。

② 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。

③ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

④ 自動販売機には販売する清涼飲料水の容器(缶・びん・ペットボトル等)の回収ボックスを併設し、設置事業者において適切に回収、処理すること。また、回収した容器については、リサイクルに努めること。

⑤ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続を行うこと。

(4) 占用許可の取消し

許可の条件に違反する行為があると認めるとき又は応募資格等に適合しない状況となったときは、占用許可を取り消すことがあります。

(5) 自己都合による自動販売機の撤去

設置事業者は、占用許可が満了する前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとするときは、撤去しようとする日の 3 ヶ月前までに書面により通知してください。

(6) 原状回復

設置事業者は、許可期限が満了又は上記 3 の(4)により許可が取り消された場合や、上記 3 の(5)により自動販売機を撤去する場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は、一切の補償をくれさか環境事務組合に請求することはできません。

## 4 質問について

(1) 当該自動販売機設置事業者の募集要項に関する質問は、質問書(様式第 6 号)に記入のうえ、くれさか環境事務組合まで FAX 又は持参で提出してください。これ以外の方法(電話等)によるものは受け付けません。

(2) 質問の受付は、令和 7 年 2 月 21 日(金) 午後 5 時 15 分までとします。

(3) 質問の回答は個別に FAX にて回答します。(令和 7 年 2 月 26 日(水)予定)

## 5 応募申込方法等

### (1) 提出先

〒671-2121

兵庫県姫路市夢前町宮置 803 番地

くれさか環境事務組合 総務課

### (2) 提出期間

令和7年2月5日(水)から令和7年3月7日(金)まで(土・日・祝日は除く)

受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです。(正午～午後1時は除く)

持参に限ります。郵送等は受付しません。

### (3) 申込に必要な書類

① 応募申込書(様式第1号)

② 応募価格提案書(様式第2号)

③ 誓約書(様式第3号)

④ 印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)

⑤ 住民票記載事項証明書(法人の場合は法人登記簿(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書))

⑥ 国税(所得税、法人税、消費税及び地方消費税)の納税証明書(その3の2又はその3の3)

⑦ 姫路市・福崎町税の納税証明書等

ア 姫路市又は福崎町に納税義務がある場合はいずれかの納税証明書(業者登録申請用の納税証明書)

イ 姫路市・福崎町両方共に納税義務がない場合は申立書兼同意書(様式第4号)

(注意)

1 提出書類は、全て原本を提出してください。

2 提出書類は、各1部です。

3 上記④、⑤、⑥及び⑦アの各種証明書は、発行後3ヶ月以内のものに限ります。

### (4) 応募価格提案書の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とします。

① 最低占用料を下回るもの

② 応募資格がない者が応募価格提案したもの

③ 指定の期間内に提出しなかったもの

④ 物件番号、応募価格、日付、住所、氏名及び押印(印鑑登録印)のないもの又はこれらが分明でないもの

⑤ 価格提案に関し不正な行為を行った者が提案したもの

⑥ その他価格提案に関する条件に違反したもの

### (5) 書類の提出方法

応募価格提案書(様式第2号)のみ封筒に入れた上で封をし、押印(印鑑登録印)するとともに、その封筒の裏面に物件番号を記入し、応募申込書その他必要書類を添えて、上記の提出先に持参すること。

### (6) 申込に当たっての留意事項

- ① 占用許可は、応募申込書に記載された名義以外では行わないこと。
- ② 受付期間内に限り価格提案を辞退することができます。その場合は、価格提案辞退届(様式第 5 号)を、受付期間内に持参すること。
- ③ 応募価格提案書に記載する価格は 1 ヶ月あたりの占用料の税抜額とし、契約時に応募価格に消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を 1 ヶ月の占用契約料とします。当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。

## 6 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募種類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。
- (2) 公募物件に対し、くれさか環境事務組合が設定する最低占用料以上の額で、かつ、最も高額に応募価格を提案した者を選定し、設置事業者とします。なお、最高の応募価格提案が 2 者以上ある場合は、当該応募価格提案者立会いの下、くじにより選定します。ただし、応募価格提案者が、諸般の事情により、くれさか環境事務組合が指定する日時・場所に立ち会うことが出来ない場合は、本件自動販売機設置事業者決定事務に関係のない職員にくじを引かせ設置事業者を決定します。
- (3) 設置事業者の公表等  
設置事業者の決定は令和 7 年 3 月 10 日(月)の予定です。設置事業者の決定後、応募者に決定金額及び決定した事業者名を通知するとともに、くれさか環境事務組合にて決定金額及び決定した事業者名等を公表します。
- (4) 公募の中止・延期  
不正な応募が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、公募を中止又は延期することがあります。

## 7 占用許可申請の手続き

設置許可業者に決定した者は、令和 7 年 3 月 19 日(水)までに次の書類を提出してください。

- (1) 行政財産占用許可申請書(様式第 7 号)
- (2) 設置する自動販売機の仕様が分かるもの(寸法・消費電力量等が分かるもの。)
- (3) 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者と異なる場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書(様式第 8 号)
- (4) 食品衛生法に基づく許可が必要な自動販売機については、許可証(コピー)
- (5) 暴力団排除措置要綱に基づく誓約書(様式第 3 号)

## 8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取消します。また、決定を取り消したときは、同物件に係る次回公募手続きに参加できません。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに占用許可の手続きに応じなかった場合
- (2) 設置事業者が応募の資格を失った場合

## 9 提出書類の取り扱い

- (1) 提出書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。
- (2) 提出された書類は業務の設置事業者の選定以外には使用しません。
- (3) 提出された書類は必要に応じ複写します。
- (4) 提出された申込関係書類及び自動販売機の設置期間中の管理運営に係る各種報告書類は、必要に応じて公表することとします。ただし、公表に当たっては個人情報や申込者の技術情報、信用情報等に配慮する必要があるため、くれさか環境事務組合情報公開条例の規定に照らし内容を判断します。

## 10 問い合わせ先

兵庫県姫路市夢前町宮置 803 番地

くれさか環境事務組合 総務課 担当 中西

電話 079-335-3670

FAX 079-335-3671